

加西市市民課・税務課窓口キャッシュレス決済導入業務仕様書

1 目的

市民課及び税務課窓口における手数料等の支払いについて、キャッシュレス決済を導入し、多様な支払方法の提供による市民の利便性向上と、職員の収納業務効率化を図るとともに、コロナ禍における非接触窓口を推進することを目的とする。

2 履行場所

加西市役所健康福祉部市民課および総務部税務課窓口（以下、「窓口」という。）

3 業務内容及び期間

(1) 業務内容

窓口におけるPOSレジ端末及びキャッシュレス決済端末の調達並びに証明書発行手数料等の指定納付受託業務。

(2) 業務期間

導入業務：契約締結日から令和4年8月31日

運用開始：令和4年9月1日

4 調達機器

調達機器は市の買い取りとし、見積額にはこれらの費用を含める事。

(1) POSレジ端末

ア POSシステムを有し、窓口で取り扱う手数料等の種類及び金額等を窓口ごとに50件以上登録できること。

イ 手数料等の種類ごとに、決済種別、数量、金額等の収納情報を蓄積し、集計する機能を有していること。

ウ 蓄積した収納情報はCSV等に出力できること。

エ 決済完了後、金額等が表示された明細が発行できること。発行機能を内蔵していない場合は連動する機器（レシートプリンタ）を準備すること。

オ 現金収納時にはPOSレジ端末と連動して開く等の動作をする、現金収納に必要な機器（キャッシュドロア）を準備すること。

カ キャッシュレス決済端末と一体、もしくは連動可能であること。

(2) キャッシュレス決済端末

ア クレジットカード、電子マネー、QRコード決済（以下、「各種決済手段」という。）が可能であること。なお、次に示す決済手段は必須とし、その他の各種決済手段は、提案によるものとする。

① クレジットカード：VISA、MasterCard、JCB

- ② 電子マネー：WAON、nanaco、iD
 - ③ QRコード：PayPay、auPAY、d払い
 - イ 各種決済手段を読み込む機能を有していること。端末に内蔵していない場合は連動する機器を準備すること。
 - ウ POSレジ端末と一体、もしくは連動可能であること。また、機能としてPOSレジと決済端末での金額の二度打ちが不要なこと。
- (3) 台数
- POSレジ端末及びキャッシュレス決済端末（または一体型端末）の台数は次のとおり。
- 市民課 2式(キャッシュドロアは課に1台、レシートプリンタは課に1台も可)
 - 税務課 1式
- (4) 付帯作業
- ア 納品前に必ず現地調査を行うとともに、市の担当者と調整の上、機器の納入、設定及び各機器の調整を行うこと。
 - イ 市が指定する期間において、市職員への操作研修を行うこと。
 - ウ 操作方法に係るマニュアルを作成し、市に納品すること。
- (5) 保守及び運用
- ア 開庁時間（平日の午前8時30分から午後5時15分まで）において操作方法や機器のトラブルについて問い合わせができるサポート体制を有すること。
 - イ 故障や障害、その他事故がある場合には、速やかに調査・復旧作業を実施すること。
 - ウ 障害発生時の対応とその連絡方法などのサポート体制を明確にすること。
 - エ 令和5年3月までの運用や保守にかかる費用（機器保守、システム利用料等）を、見積額に含めること。
 - オ 令和5年4月から令和6年3月までの1年間の運用や保守にかかる費用（機器保守、システム利用料等）を別途提示すること。
- (6) その他
- ア 調達する機器は、新品であること。
 - イ POSレジ端末及びキャッシュレス決済端末（または一体型端末）は、窓口（幅1m×奥行0.7m以内）に設置可能な機器類を提案すること。
 - ウ 市が準備する光インターネット回線（有線LANまたはWi-Fi）を使用し、各機器に接続すること。
 - エ キャッシュレス決済の種別については、適宜見直すことができるものとし、市と受託者で協議の上、決定するものであること。

5 指定納付受託業務

(1) 指定納付受託の方法

- ア 受託者は地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づく指定納付受託者として、キャッシュレス決済による支払いを行った納入義務者に代わって当該歳入を納付する事務を行うこと。
 - イ キャッシュレス決済した収納金については、毎月末日を締日として集計し、翌月の末日までに一括して市が指定する口座に振り込むこと。
 - ウ 全ての各種決済手段の収納金の納付を一元的に取りまとめること。
 - エ 各種決済手段による収納金を振り込む際の手数料は受託者の負担とすること。
- (2) 取扱手数料
- ア 各種決済手段の取扱手数料（以下、「決済手数料」という。）は、キャッシュレス決済をした収納金の額に契約で定める手数料率を乗じた金額とし、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
 - イ 決済手数料は、受託者からの請求に基づき、各月ごとに一括で支払うものとする。
 - ウ 決済手数料は、収納金から決済手数料を控除する方法も提案できるものとする。
 - エ 決済手数料の料率は提案によるものとし、消費税の課税・非課税を示すこと。
 - オ 各種決済手段における最低決済件数は設けないものとする。
 - カ キャッシュレス決済が可能であることの掲出物等（ロゴマーク等）を、必要に応じて無償で提供すること。
- (3) 年間取扱金額
- 各窓口での年間取扱金額（概算）は次のとおり。
- 市民課 約390万円／年
 - 税務課 約300万円／年

6 契約事項

(1) 契約期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで。
令和5年4月1日以後は、単年度契約を行う。

7 機密の保持

- (1) 受託者は、本業務の遂行に当たって知り得た情報を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。このことは、本契約履行後又は契約を解除された場合においても同様とする。
- (2) クレジットカード情報等の個人情報について、契約期間はもとより契約終了後であっても保管及び管理に万全を期し、漏えい防止のため適切な措置を講じなければならない。
- (3) 市が提供する一切のデータ、資料等をこの業務の履行以外の目的で使用し、複写し、複製し、又は第三者に提供してはならない。

- (4) 受託者は、この業務の一部について事前に申請し、市の承諾を得た場合を除いては、この業務の処理を他に委託してはならない。

8 その他

- (1) この業務の履行によって発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた費用については、受託者が負担すること。
- (2) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項が生じた場合は、市と受託者で協議の上、決定すること。